

議案第18号

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止に伴い、補助執行に係る規定を整理するものである。

2. 改正内容

幼稚園就園奨励費に係る規定を削る。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「3 幼稚園就園奨励費に関すること。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
(略)	(略)	(略)	(略)
1 社会教育における人権及び同和教育の推進に関すること。 2 教育集会所の管理運営に関すること。 3 同和地区における子ども会、青年会の育成及び活性化に関すること。 4 人権及び同和教育関係団体の育成、指導及び事業奨励に関すること。 5 社会教育関係団体の人権研修に関すること。 6 関係団体との連絡調整に関すること。 7 社会同和教育指導員に関すること。	(略)	1 社会教育における人権及び同和教育の推進に関すること。 2 教育集会所の管理運営に関すること。 3 同和地区における子ども会、青年会の育成及び活性化に関すること。 4 人権及び同和教育関係団体の育成、指導及び事業奨励に関すること。 5 社会教育関係団体の人権研修に関すること。 6 関係団体との連絡調整に関すること。 7 社会同和教育指導員に関すること。	(略)
1 幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。） 2 入園及び退園に関すること。	(略)	1 幼稚園の管理運営に関すること（教育課程及び指導助言に関することを除く。） 2 入園及び退園に関すること。 3 <u>幼稚園就園奨励費に関すること。</u>	(略)